

## 規制改革推進会議 スタートアップ・投資ワーキング・グループ(第7回)

---

2024年4月3日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

# 目次

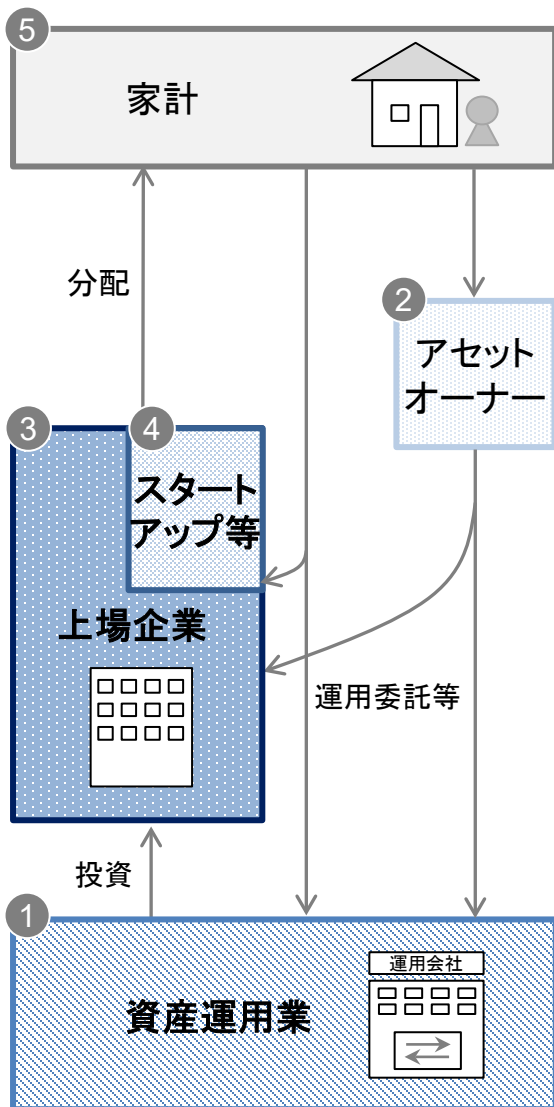
---

I. 金融審議会市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告	P.2
II. 投資型クラウドファンディングについて.....	P.6
III. 一般投資家向けの募集・私募について.....	P.11
IV. 私設取引システムについて.....	P.21

- I. 金融審議会市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告
- II. 投資型クラウドファンディングについて
- III. 一般投資家向けの募集・私募について
- IV. 私設取引システムについて

# 金融審議会 市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書の概要

- 家計からの投資の運用を担い、リターンを生み出す資産運用会社の高度化を図るとともに、企業への成長資金の供給を促し、その成果を家計に還元することで、インベストメント・チェーンを通じた「成長と分配の好循環」を推進し、資産運用立国の実現に向けた取組みを進める。



## 1 資産運用会社の高度化 ≫ 家計を含む投資家へのリターン向上、投資先の企業価値の向上

- 投資運用業の参入要件の緩和(ミドル・バックオフィス業務の委託等)★
- 新興運用業者促進プログラム(日本版EMP)の実施
- 大手金融グループにおける運用力向上やガバナンス改善・体制強化
- 金融商品の品質管理を行うプロダクトガバナンスに関する原則の策定
- 投資信託に関する日本独自の慣行の見直し(一者計算の促進等)

## 2 アセットオーナーに対する金融機関の取組み ≫ 顧客等の最善利益の確保

- 金融機関による顧客等の最善利益を確保する観点からの運用や、DC加入者への運用商品の適切な選定・提案、情報提供の充実を促進

## 3 スチュワードシップ活動の実質化 ≫ 日本企業・日本市場の魅力向上

- 企業価値向上に向けた対話促進のための大量保有報告制度の見直し等★

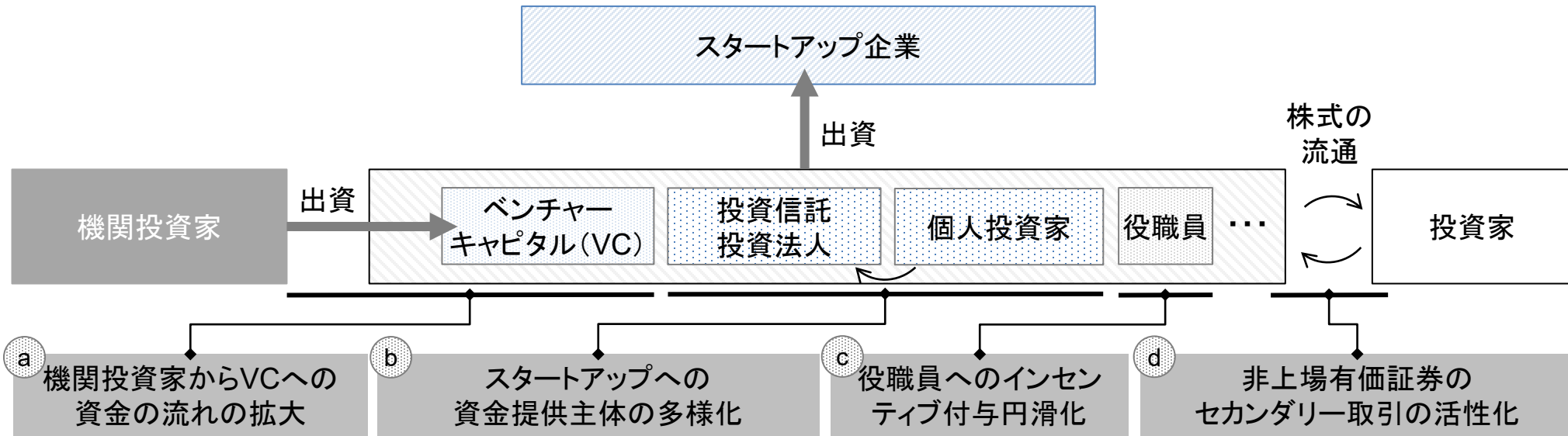
## 4 成長資金の供給と運用対象の多様化 ≫ スタートアップの活性化、収益機会の拡大

- ベンチャーキャピタル向けのプリンシプルの策定
- 非上場株式を組み入れた投資信託・投資法人の活用促進
- 投資型クラウドファンディングの活性化
- 事後交付型株式報酬に係る開示規制の明確化
- 非上場有価証券のセカンダリー取引の活性化(仲介業者の規制緩和)★

## 5 家計の投資環境の改善 ≫ 金融リテラシーの向上、貯蓄から投資への推進

- 金融経済教育推進機構を中心とした金融経済教育の推進
- 累積投資契約のクレジットカード決済上限額の引上げ(5万円から10万円に)

# 成長資金の供給と運用対象の多様化(⇒スタートアップの活性化、収益機会の拡大)



- a** 機関投資家からVCへの資金の流れの拡大
- VCのガバナンス等の水準を向上させ、長期投資に資するアセットクラスとしてのVCの魅力高めるため、「ベンチャーキャピタル・プリンシプル」を策定
  - VCが保有する有価証券の評価の透明性を向上させるため、公正価値評価を推進

- b** スタートアップへの資金提供主体の多様化
- 投資信託への非上場株式の組入れを行うための枠組み(自主規制規則)の整備、上場ベンチャーファンドの促進(開示頻度の緩和等)
  - 投資型クラウドファンディングの活性化
    - 企業の発行総額上限  
1億円→5億円(1~5億円は簡素化された開示様式を利用可)
    - 投資家の投資上限  
50万円→年収や純資産に応じた設定

- c** 役員へのインセンティブ付与円滑化
- 企業が役員に付与する譲渡制限付株式ユニット(RSU)等の事後交付型株式報酬について、有価証券届出書に代えて、臨時報告書の提出を認める特例を設ける

- d** 非上場有価証券のセカンダリー取引の活性化
- 非上場有価証券の取引の仲介業務への参入を促すため、
    - プロを対象とし、原則として金銭等の預託を受けない場合は、第一種金融商品取引業の登録要件を緩和
    - 私設取引システム(PTS)について、取引規模が限定的な場合は、認可を要せず、第一種金融商品取引業の登録により運営可能とする

# I 金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案の概要

我が国資本市場の活性化に向けて、資産運用の高度化・多様化及び企業と投資家の対話の促進を図りつつ、市場の透明性・公正性を確保するため、「投資運用業」、「大量保有報告」、「公開買付」等に関する制度を整備

## 資産運用の高度化・多様化

新規参入促進を通じた資産運用の高度化・多様化によって、家計を含む投資家へのリターンや企業価値の向上、スタートアップの活性化を図るため、以下の取組を実施

### 投資運用業者の参入促進

- 投資運用業者からミドル・バックオフィス業務（法令遵守、計理等）を受託する事業者の任意の登録制度を創設。当該登録業者に業務を委託する投資運用業者の登録要件（人的構成）を緩和
- 分業化が進む欧米と同様に、投資運用業者がファンド運営機能（企画・立案）に特化し、様々な運用業者へ運用（投資実行）を委託できるよう、運用（投資実行）権限の全部委託を可能とする

### 非上場有価証券の流通活性化

- スタートアップ等が発行する非上場有価証券の仲介業務への新規参入を促進し、その流通を活性化させるため、非上場有価証券について、
    - ・ プロ投資家（特定投資家）を対象とし、原則として金銭等の預託を受けない場合は、第一種金融商品取引業の登録要件を緩和
    - ・ 私設取引システム（PTS）（注）について、取引規模が限定的な場合は、認可を要せず、第一種金融商品取引業の登録により運営可能とする
- （注）PTS（Proprietary Trading System）とは、電子的技術を活用して取引の仲介サービスを提供する取引システム

## 企業と投資家の建設的な対話の促進

企業と投資家の建設的な対話の促進によって、中長期的な企業価値の向上を促すため、以下の取組を実施

### 大量保有報告制度の対象明確化

大量保有報告制度：発行済株式数の5%を超えて上場株式等を保有する場合に開示を求めるもの

- 保有割合の合算対象となる「共同保有者」の範囲を明確化（企業支配権等に関しない機関投資家間の継続的でない合意を適用除外として明記）

## 資本市場の透明性・公正性の確保

資本市場の一層の透明性・公正性を確保すべく、以下の取組を実施

### 公開買付制度の対象取引の拡大

公開買付制度：一定割合を超える上場株式等の買付けに対し、事前の買付目的等の開示を求め、全株主に平等な売却機会を与えるもの

- 市場外取引だけでなく、市場内取引（立会内）も適用対象とする
- 公開買付を要する所有割合を議決権の3分の1から30%に引下げ

# 目次

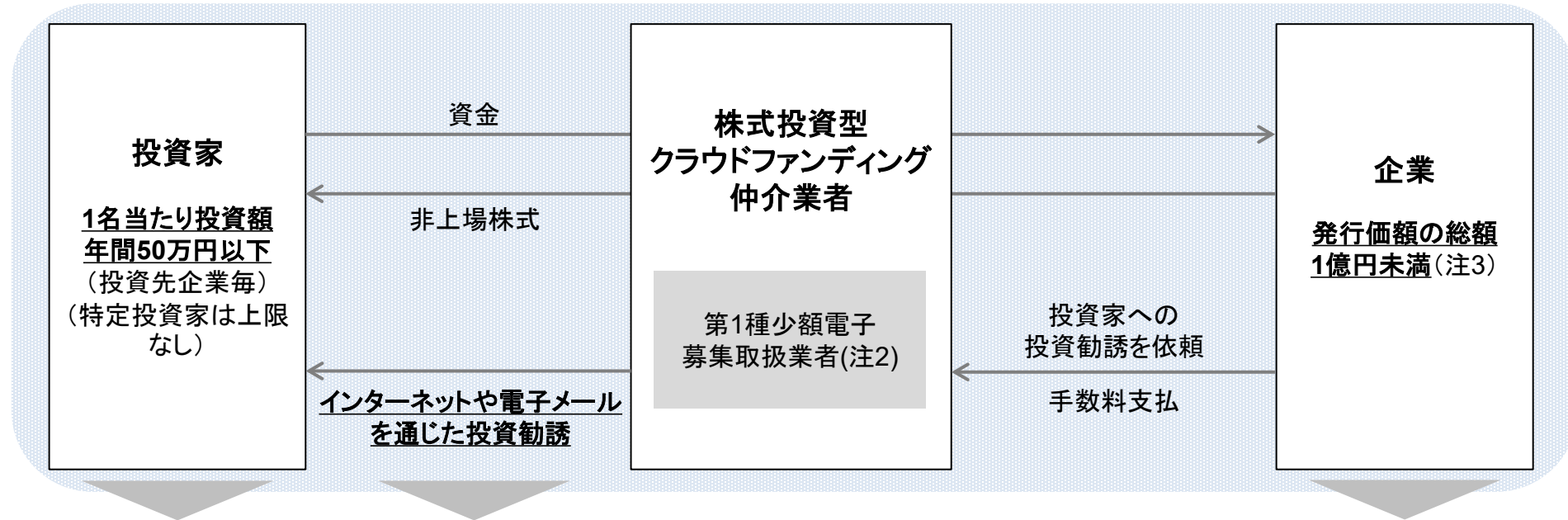
---

- I. 金融審議会市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告
- II. 投資型クラウドファンディングについて
- III. 一般投資家向けの募集・私募について
- IV. 私設取引システムについて

## 投資型クラウドファンディングの概要

- クラウドファンディング(CF)とは、スタートアップ企業等がインターネットを通じて多くの人から少額ずつ資金調達する仕組み。株式投資型CF制度は、非上場株式の発行を通じた資金調達の制度として2015年に導入。金融審議会の報告<sup>(注1)</sup>では、投資家の投資上限の柔軟化と企業の発行価額の総額引上げ等が提言された。

制度概要



金融審議会提言

**投資上限を投資家の  
年収や純資産に応じ  
たものとする**  
(特定投資家は上限なし)

**投資家からの要請が  
ある場合に限り、音声  
通話による商品説明  
を可能とする**

**発行価額の総額を  
5億円未満に引上げ**  
※1億円以上は法定開示  
の対象(1億円から5億円  
は開示様式を簡素化)

(注1)金融審議会「市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース」報告書(2023年12月12日公表)

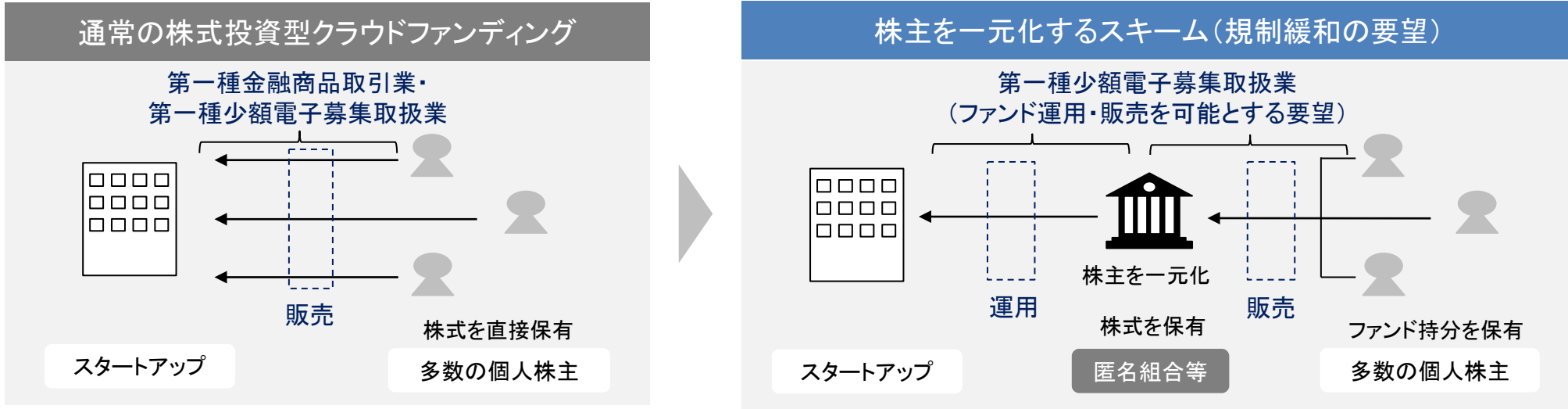
(注2)第1種少額電子募集取扱業者は登録要件が緩和されており、資本金要件1,000万円 [注:第1種金融商品取引業者は5,000万円]、兼業規制及び自己資本規制比率の適用等が除外されている。なお、第1種金融商品取引業者も株式投資型CFを実施することが可能。

(注3)特定投資家からのCFによる資金調達も含めて1億円未満とする必要。



## 株主を一元化するスキームを活用したクラウドファンディングの課題

- 株主を一元化するためにファンドを介在させたシンジケート型クラウドファンディング(CF)に関して、第一種少額電子募集取扱業者によるファンドの運用や自己募集等を可能にすることについては、以下の課題・問題点がある。



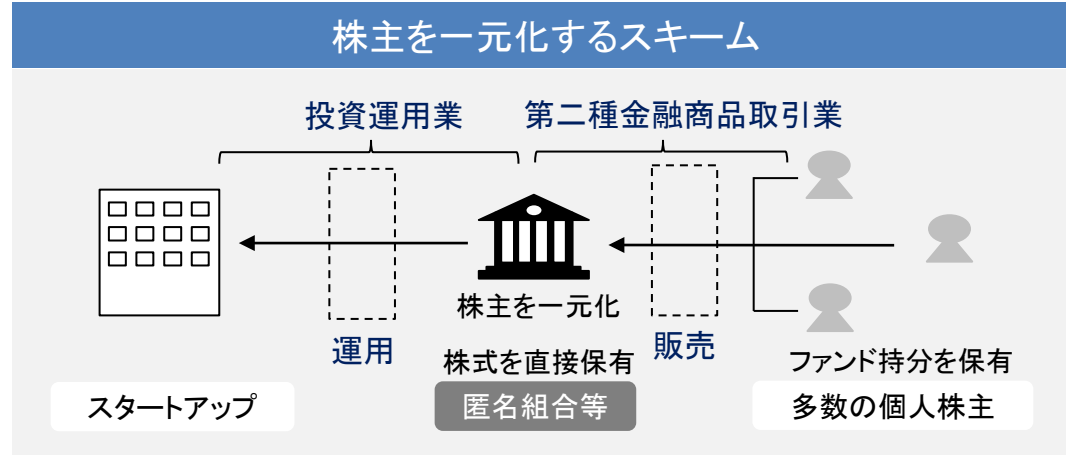
### 第一種少額電子募集取扱業者によるファンド運用・販売を可能とする場合の課題・問題点

- ① 以下の理由から、投資運用業の登録は必要と考えられる。
  - 単一企業のみ投資する場合であっても、多数の一般投資家の資産を預かった上で、投資後のモニタリング、議決権行使、事業売却の賛否を含め不測の事態等における判断・対応を行う必要があることを踏まえると、投資者保護の観点から、投資運用業としての一定の体制整備や受託者責任を求める必要がある。\*
  - ソーシャル・レンディング等、投資運用業の登録のない業者によるファンド型商品の販売において投資被害(資金用途が実際と異なる虚偽の表示など)が発生したことを踏まえ、昨年の法改正により投資運用業と同等の規制を導入することとされている。仮に投資運用業の登録がない事業者が当該業務を行った場合は、同様の問題が生じることが懸念される。
- ② 本来、流動性の低いファンド持分については、金商法上、二項有価証券として業規制・開示規制を適用しているところ、流動性が高い一項有価証券として取り扱うことは、規制強化となることに加え、規制体系の整合性が損なわれる可能性がある。

※現行、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、匿名組合契約に基づく権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行うことを業として行う場合は、投資運用業の登録が必要。何らかの投資判断を行う以上、投資運用業としての登録を求めるべきで、一切の投資判断を行わないものとして形式要件を定義することは極めて困難。

## 株主を一元化するスキームを活用したクラウドファンディングの対応案

- 前頁の課題・問題点を踏まえると、CF業者が投資運用業と第二種金融商品取引業に登録したうえで、匿名組合等のファンドを介在させることによって株主の一元化を図ることが適当と考えられる。



- さらに金融庁として、当該スキームを利用しやすくするための取組みとして以下の対応を行っていく方針。
  - 投資運用業において、金銭等の預託を受けない場合に資本金要件を緩和(5,000万円→例えば1,000万円(第一種少額電子募集取扱業・第二種金融商品取引業の資本金要件と同じ)とする) [法改正案]
  - ミドル・バックオフィス業務(法令遵守、計理等)を受託する事業者の任意の登録制度を創設し、投資運用業者におけるミドル・バックオフィス業務の外部委託を可能とする(登録要件の緩和) [法改正案]
  - 投資運用業の登録審査において、株主を一元化するシンジケート型CFのみを行う場合においては、相応の人的構成・業務運営体制での登録を可能とする運用を明確化※することを検討

※ 明確化の方法としては、例えば「投資運用業等 登録手続ガイドブック」において、登録審査では「具体的にどの程度的人员・体制の整備が必要かについては、それぞれの申請者のビジネスモデルに応じて、個別具体的に実態に即して判断」することとしており、具体的事例として記載することが考えられる。また、通常の株式投資型CF及びシンジケート型CFに関して、規制体系の平仄を合わせるため、自主規制規則の改正を検討する予定。

⇒ これらによって投資運用業の登録を行うことのハードルは極めて低くなるものと考えられる。また、開示規制についても、株式投資よりも緩やかな規制対応により業務を行うことが可能

## [参考]金融商品取引業に関する主な規制

		第一種少額電子募集取扱業務	第二種金融商品取引業	投資運用業
業務範囲	①自己募集	・不可	・可能(二項有価証券)	①自己運用 ②投資一任 ③投資信託 ④投資法人資産運用
	②募集・売出しの取扱い	・非上場の株式等(一項有価証券) ・発行総額・投資額の上限あり ・電子募集の取扱いのみ	・制限なし(二項有価証券)	
	③私募・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い	・非上場の株式等(一項有価証券) ・発行総額・投資額の上限あり ・電子募集による私募の取扱いのみ ・少人数私募:50名未満(勧誘ベース)	・制限なし(二項有価証券) ・少人数私募:500名未満(取得ベース)	
	④CFの勧誘	・訪問・電話勧誘禁止	・訪問・電話勧誘禁止	
	⑤売買の媒介	・不可	・可能(二項有価証券)	
	⑥金銭の預託	・②~③に関しての金銭の預託のみ可	・原則不可※	
人的構成	あり(業務遂行が可能な体制) (独立したコンプラ部門)	あり(業務遂行が可能な体制) (独立したコンプラ部門)	あり(資産運用の知識・経験等)(コンプラ・ 計理部門等の外部委託可[改正案])	
最低資本金・純資産額	1,000万円	1,000万円(法人の場合)	(預託あり)5,000万円 (預託なし)例えば1,000万円[改正案]	
営業保証金	—	1,000万円(個人の場合)	—	
兼業規制	—	—	あり	
主要株主要件	あり	—	あり	
その他の主な規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5年以内の登録取消処分・罰金刑がない</li> <li>・他業が公益に反することがない</li> <li>・誠実義務、分別管理義務、帳簿書類等の作成義務</li> <li>・禁止行為(虚偽説明、損失補填、利益相反行為等)</li> <li>・書面交付義務(契約締結前交付書面)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5年以内の登録取消処分・罰金刑がない</li> <li>・他業が公益に反することがない</li> <li>・誠実義務、分別管理義務※、帳簿書類等の作成義務</li> <li>・禁止行為(虚偽説明、損失補填、利益相反行為等)</li> <li>・書面交付義務(契約締結前交付書面)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5年以内の登録取消処分・罰金刑がない</li> <li>・他業が公益に反することがない</li> <li>・忠実義務・善管注意義務、運用財産の分別管理義務、帳簿書類等の作成義務</li> <li>・禁止行為(虚偽説明、損失補填、利益相反行為等)</li> <li>・書面交付義務(運用報告書等)</li> </ul>	

※第二種金融商品取引業においては、顧客から金銭の預託を受けることは原則できないが、法人のうち資本金5,000万円以上である場合には、集団投資スキーム持分等の募集・私募の取扱いに関して顧客から金銭の預託を受けること(特定有価証券等管理行為。金商業等府令第7条第9号)が可能

# 目次

---

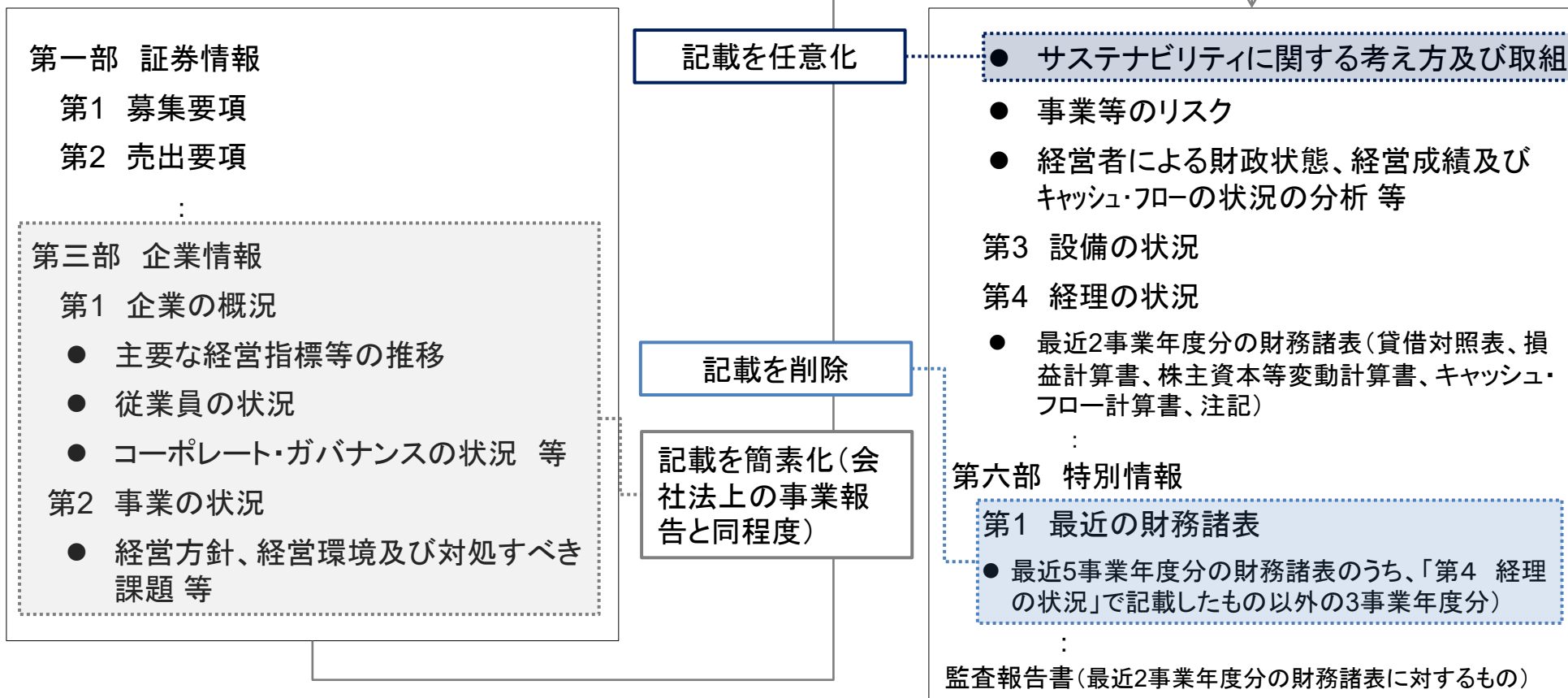
- I. 金融審議会市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告
- II. 投資型クラウドファンディングについて
- III. 一般投資家向けの募集・私募について
- IV. 私設取引システムについて

## 少額募集における開示内容の簡素化

- 調達金額1億円以上5億円未満の有価証券の募集は、有価証券届出書の提出が必要であるものの、連結情報を記載する必要がなく記載内容が簡素化されている(少額募集)。

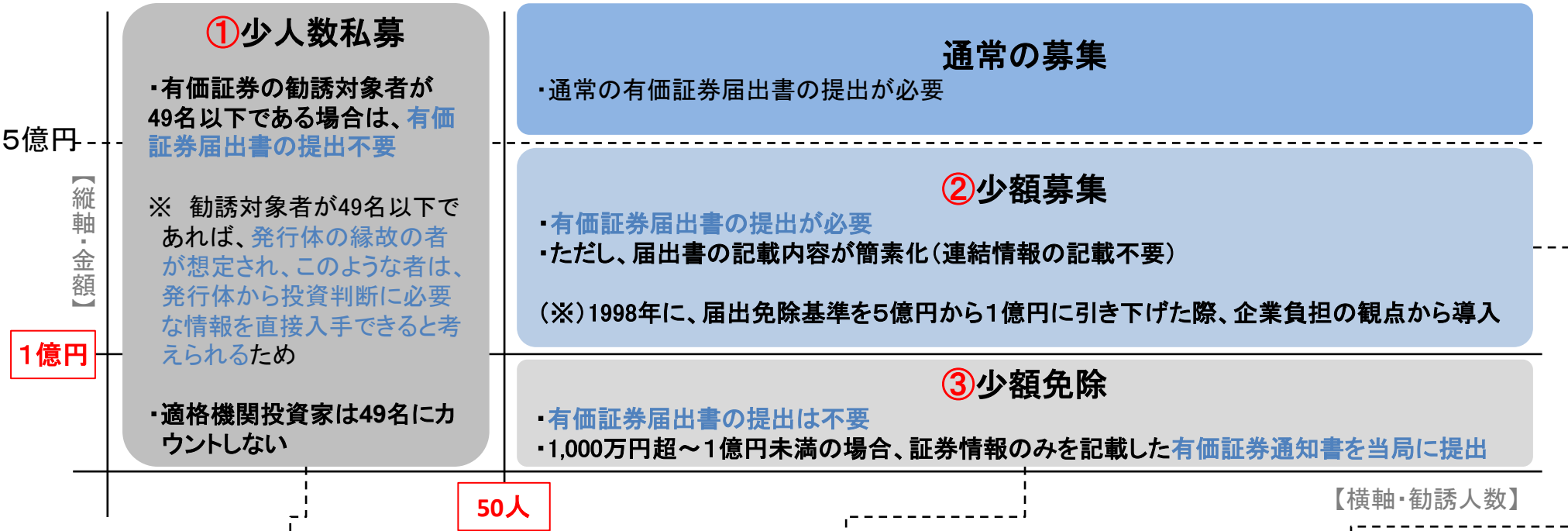
※ 少額募集に係る有価証券届出書の利用状況：直近12年間で7件(2012、2016、2018、2022年、2023年に各1件、2024年に2件)

- スタートアップ企業の資金調達に係る情報開示の負担軽減の観点から、少額募集の届出に係る開示内容を、下記のように、より簡素化することが考えられる。



# 一般投資家(プロ投資家以外)向けの募集・私募に対する規制の全体像

□ 適格機関投資家又は特定投資家(いわゆるプロ投資家)を相手方とする勧誘の場合(適格機関投資家私募・特定投資家私募)は、有価証券届出書の提出は不要。



**【要望】**  
より多くの投資家(VC、エンジェル等)に接触できるよう、少数私募の人数算定方法を変更(勧誘ベース→取得者ベース)すべき。

**【考え方】**  
人数算定方法を取得者ベースに変更することは、信頼性のある情報開示がない中で一般投資家への勧誘を拡大することにつながることから、慎重に検討する必要。

**【要望】**  
届出免除基準(1億円未満)を上げるべき。

**【考え方】**  
届出免除基準を引き上げることは、信頼性のある情報開示がない中で一般投資家への勧誘を拡大することにつながることから、慎重に検討する必要。

**【要望】**  
少額募集の届出に記載する財務諸表に対する監査を軽減すべき。

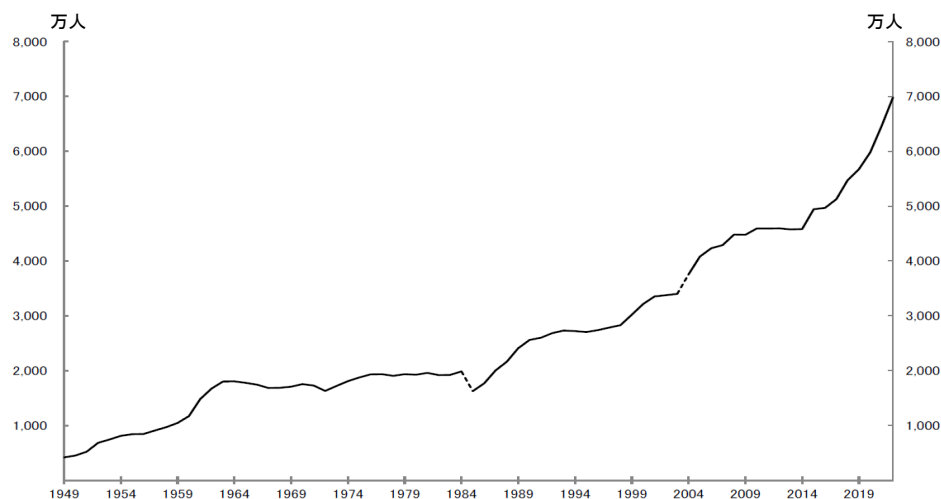
**【考え方】**  
資産運用TF報告書で提言されている簡素化を進める(前ページ参照)

## 個人投資家の状況

□ 日本の資本市場では、個人の一般投資家が占める割合が比較的大きい。

- 個人株主数は6,982万人(2022年度・延べ人数)であり、昨年度から521万人増加
- 投資部門別(金融機関、事業法人、個人、外国法人等)の株式保有比率では個人は17.6%(2022年度)
- 個人投資家は年収500万円未満が67.7%、金融資産保有額は500万円未満が43.2%(2023年7月時点)

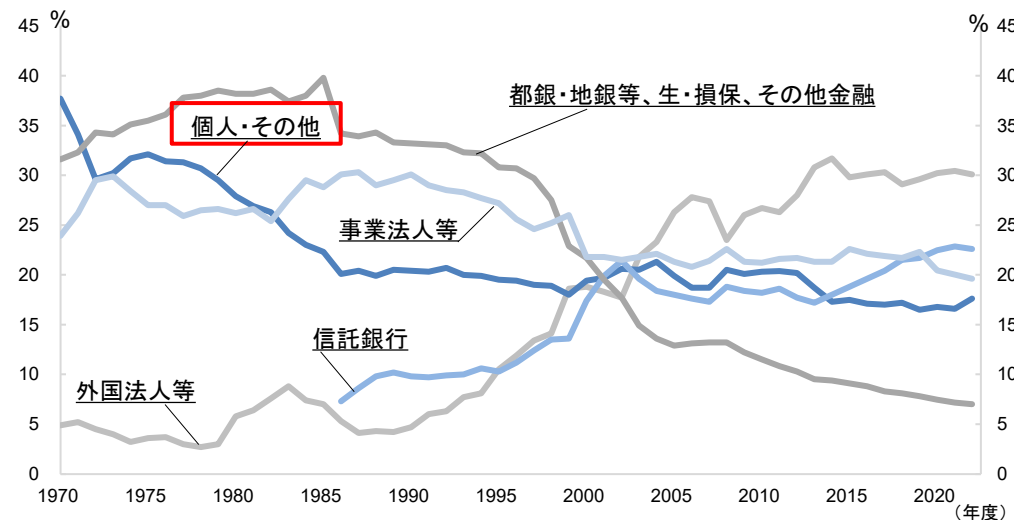
### 個人株主の推移



- (注) 1. 1985年度以降は単位(現在は単元)数ベース。(変更前後は点線とした)  
 2. 2004年度～2021年度まではJASDAQ上場銘柄を含む。2022年度以降は、その時点の上場銘柄を対象。(年度)  
 (JASDAQ追加前後は点線とした)

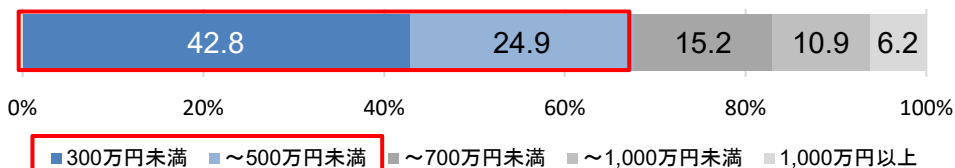
(出典) 東京証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所、札幌証券取引所「2022年度株式分布状況調査」(2023年7月6日)

### 主要投資部門別株式保有比率の推移



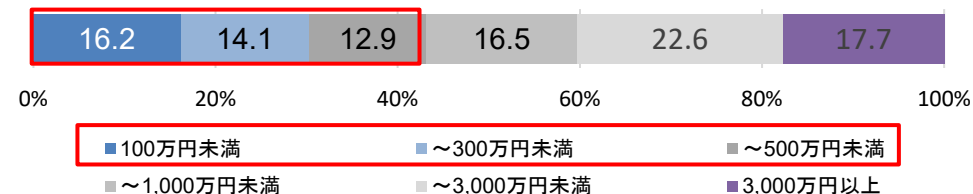
- (注) 1. 1985年度以前の信託銀行は、都銀・地銀等に含まれる。  
 2. 2004年度～2021年度まではJASDAQ上場銘柄を含む。2022年度以降は、その時点の上場銘柄を対象。

### 個人投資家の年収



(出典) 日本証券業協会「個人投資家の証券投資に関する意識調査」(2023年10月18日)

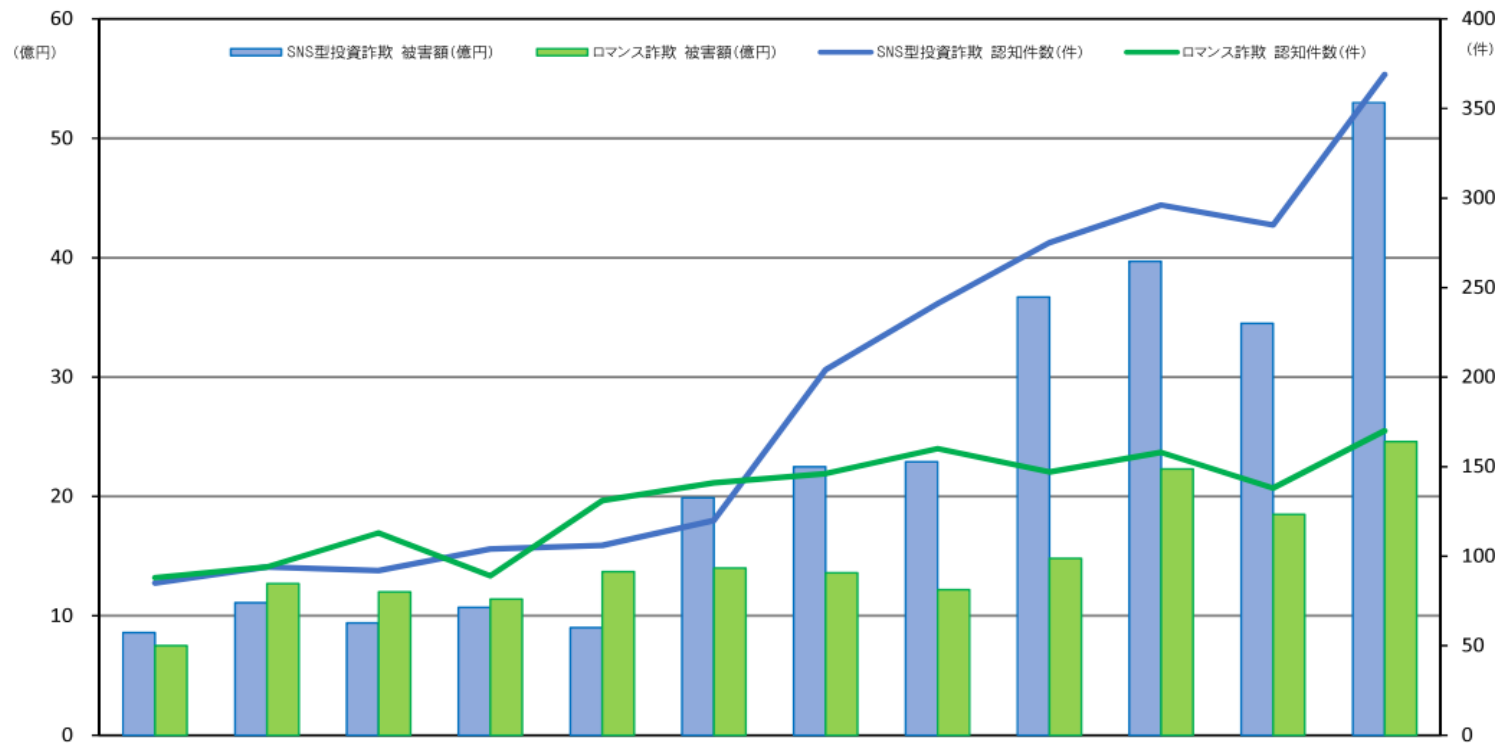
### 個人投資家の金融資産保有額



## 投資詐欺の認知件数・被害額について

## SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺の認知件数・被害額（令和5年・月別）

「SNS型投資詐欺」「ロマンス詐欺」の認知件数・被害額（令和5年・月別）



	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12
SNS型投資詐欺 認知件数（件）	85	94	92	104	106	120	204	241	275	296	285	369
SNS型投資詐欺 被害額（億円）	8.6	11.1	9.4	10.7	9.0	19.9	22.5	22.9	36.7	39.7	34.5	53.0
ロマンス詐欺 認知件数（件）	88	94	113	89	131	141	146	160	147	158	138	170
ロマンス詐欺 被害額（億円）	7.5	12.7	12.0	11.4	13.7	14.0	13.6	12.2	14.8	22.3	18.5	24.6



# 私募制度・少額募集の日米比較

		日本		米国
		少数私募	特定投資家私募(※)	Regulation D Rule506(b)
私募	対象投資家	誰でも可	特定投資家(2022年7月に個人の特定投資家要件を緩和)	プロ投資家と洗練された投資家(財務及び事業に関する知識・経験を有し、投資のリスクとメリットを評価する能力を有する投資家)のみ
	勧誘人数・方法	3か月で49名以下(勧誘ベース)	インターネット勧誘が可能 ※ 特定投資家のみが閲覧可能なサイトに限定	<ul style="list-style-type: none"> <li>洗練された投資家は90日で35名以下(取得ベース)</li> <li>勧誘については、一般的な勧誘(インターネット勧誘等)は不可 ※既に関係のある者への勧誘が想定されている</li> </ul>
	開示・情報提供	開示なし (届出不要。投資家への情報提供の規定なし)	開示あり (証券情報、財務諸表、非財務情報) ※ プロ市場上場銘柄以外は、監査不要	開示あり [Form D] 証券情報等 加えて、プロ投資家以外(洗練された投資家)を対象とする場合、少額募集相当[Form 1-A相当]の情報を提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>財務諸表(募集金額2,000万ドル(約30億円)超は監査必要)</li> <li>非財務情報(事業内容、リスク情報、業績の分析等)</li> </ul>
少額募集		～1億円	1～5億円	Regulation A Tier 1 (～2,000万ドル(約30億円))
	開示・情報提供	開示なし ※1,000万円以下 ・なし ※1,000万円以上 [有価証券通知書を提出] ・証券情報のみ(財務諸表等は不要)	開示あり [有価証券届出書] <ul style="list-style-type: none"> <li>証券情報</li> <li>財務諸表(単体・監査必要)</li> <li>非財務情報(事業内容、リスク情報、業績の分析等)</li> </ul>	開示あり [Form 1-A] <ul style="list-style-type: none"> <li>証券情報</li> <li>財務諸表(連結・監査不要)</li> <li>非財務情報(事業内容、リスク情報、業績の分析等)</li> </ul> ※上記に加え、州法が適用 <ul style="list-style-type: none"> <li>州当局が、財務情報、リスク、経営陣等に関する実質的審査</li> <li>募集を行う従業員等は、外務員登録が必要</li> <li>NY州、テキサス州等では、財務諸表(監査必要)提出が必要。また、発行者はブローカー・ディーラー登録が必要</li> </ul>

※ 2022年7月、日証協によりJ-Ships制度(証券会社を通じて、非上場企業の株式や投資信託を特定投資家向けに発行・流通させる制度)が整備された。

# [参考]金融商品取引法上のプロ概念

適格機関投資家	特定投資家	適格投資家	適格機関投資家等特例業務対象投資家
開示義務を免除(プロ私募)	説明用書面の交付を免除	適格投資家向け投資運用業(いわゆる「プロ向け投資運用業」)の対象	適格機関投資家等特例業務(いわゆる「プロ向けファンド」)の対象(49名以内)
金商法2条3項1号 定義府令10条	金商法2条31項、34条の3第1項、 34条の4第1項、 定義府令23条、業府令61条、62条	金商法29条の5第3項 施行令15条の10の7、業府令16条の6	金商法63条 施行令17条の12、業府令233条の2
一種業者・投資運用業者 投資法人・外国投資法人 銀行その他預金等取扱機関(信組は【届出】) 保険会社・外国保険会社等 地域経済活性化支援機構 東日本大震災事業者再生支援機構 財政融資資金の管理・運用者 GPIF 国際協力銀行等 日本政策投資銀行 短資業者 銀行法施行規則17条の3第2項12号に掲げる業務を目的とする株式会社(資本金5億円以上)【届出】 投資事業有限責任組合 民間都市開発推進機構 信託会社・外国信託会社【届出】 法人【届出】(保有有価証券残高10億円以上) 一定の特定目的会社【届出】 個人【届出】(保有有価証券残高10億円以上、証券口座開設後1年経過) 組合、匿名組合又は有限責任事業組合の業務執行組合員等(保有有価証券残高10億円以上)【届出】 外国金融機関等【届出】 外国政府等【届出】 年金基金・外国年金基金【届出】(資産(流動負債等を除く)100億円以上)、企業年金連合会	適格機関投資家は特定投資家に該当 国 日銀 投資者保護基金 特殊法人・独立行政法人等、 預金保険機構・貯金保険機構 保険契約者保護機構 特定目的会社 上場会社 株式会社(資本金5億円以上) 外国法人 金融商品取引業者(法人のみ) (一種業者・投資運用業者以外) 適格機関投資家等特例業務届出者(法人のみ)	適格機関投資家は適格投資家に該当 国 日銀 投資者保護基金 特殊法人・独立行政法人等 預金保険機構・貯金保険機構 保険契約者保護機構 特定目的会社 上場会社 法人(資本金又は純資産5千万円以上) 外国法人 金融商品取引業者 (一種業者・投資運用業者以外) 適格機関投資家等特例業務届出者	(適格機関投資家は人数制限なし) 国 日銀 地方公共団体 特殊法人・独立行政法人等 一定の公益社団法人等 一定の資産管理会社 特定目的会社 上場会社 法人(資本金又は純資産5千万円以上) 外国法人 金融商品取引業者 (一種業者・投資運用業者以外) 適格機関投資家等特例業務届出者等
【届出】は、金融庁に届出を行うことにより適格機関投資家となることができる者	特定投資家以外の法人 個人(以下の①～④のいずれかに該当する者) ①次の全てに該当 i 純資産3億円以上、ii 投資性金融資産3億円以上、 iii 取引経験1年以上 ②次のいずれかに該当し、かつ、①iiiに該当 i 純資産5億円以上、ii 投資性金融資産5億円以上、 iii 前年の収入が1億円以上 ③過去1年間の1か月あたりの平均的な取引件数が4件以上である場合において、① i 又は ii に該当し、 かつ、①iiiに該当 ④特定の知識経験を有する者で、次のいずれかに該当し、かつ、①iiiに該当 i 純資産1億円以上、ii 投資性金融資産1億円以上、 iii 前年の収入が1,000万円以上 組合、匿名組合又は有限責任事業組合の業務執行組合員等(出資合計額3億円以上)	年金基金(投資性金融資産100億円以上) 法人(投資性金融資産1億円以上) 個人(投資性金融資産1億円以上、証券口座開設後1年経過) 組合、匿名組合、有限責任事業組合又は外国の組合等の業務執行組合員等(投資性金融資産1億円以上) 当該金商業者の役員、使用人 当該金商業者の親会社・子会社等 当該金商業者の運用委託先 当該金商業者の投資助言委託先 当該金商業者の親会社・子会社等、運用委託先、投資助言委託先の役員、使用人 金商業者、上場会社等の子会社等・関連会社等 外国の組合型ファンド等 当該金商業者等の3親等以内の親族	年金基金(投資性金融資産100億円以上) 法人(投資性金融資産1億円以上) 個人(投資性金融資産1億円以上、証券口座開設後1年経過) 組合、匿名組合、有限責任事業組合又は外国の組合等の業務執行組合員等(投資性金融資産1億円以上) 当該特例業者の役員、使用人 当該特例業者の親会社・子会社等 当該特例業者の運用委託先 当該特例業者の投資助言委託先 当該特例業者の親会社・子会社等、運用委託先、投資助言委託先の役員、使用人 金商業者、上場会社等の子会社等・関連会社等 外国の組合型ファンド等 当該特例業者等の3親等以内の親族

(注) 東証プロ向け市場の参加者になることが可能な者として、「特定投資家等」(特定投資家又は非居住者)の分類がある。  
(金商法2条3項2号口(2)、117条の2)

## [参考]個人の特定投資家の要件の弾力化

- 2022年7月より、特定投資家となりうる投資家の範囲を適切に拡大する観点から、従前の要件以外に同様の金融リテラシーを推定しうる要素を特定するための実証事業の結果を踏まえ、新たに年収・職業経験・保有資格・取引頻度を勘案する要件とする見直しを実施。

従前の要件

取引経験1年以上

and

投資性金融資産3億円以上

and

純資産3億円以上

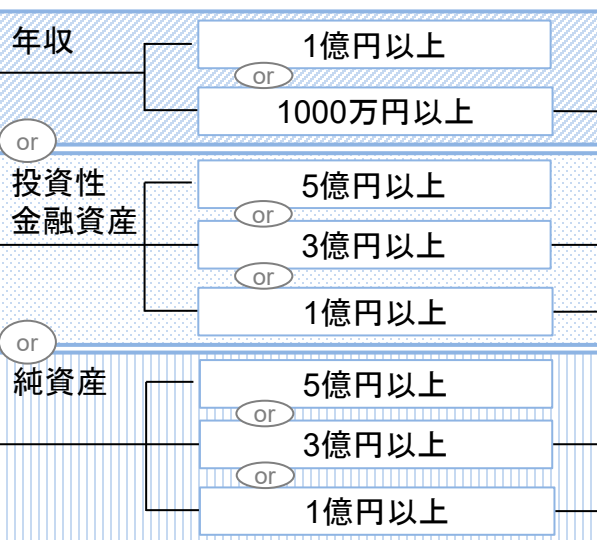
以下の要件(8種類)のいずれかを満たせば、特定投資家への移行の申出を可能とする。

2022年7月1日 施行

新たに追加された要件

取引経験1年以上

and



特定の知識経験

年平均取引頻度4回/月以上(注)

特定の知識経験

年平均取引頻度4回/月以上(注)

特定の知識経験

特定の知識経験

金融業に係る業務に従事した期間が通算1年以上の者

経済学又は経営学の教授・准教授等の職にあった期間が通算1年以上の者

次の資格を有し、その実務に従事した期間が通算1年以上の者  
 ・証券アナリスト、証券外務員(1・2種)、FP技能士(1・2級)、中小企業診断士

経営コンサルタント業に従事した期間が通算して1年以上の者等で、左記と同等以上の知識・経験を有する者

(注) 既に取引頻度要件の適用を受けて特定投資家となった者は、その後当該要件に該当しない場合であっても、その知識・経験に照らして適当であるときは、当該要件に該当するものとみなす。

## [参考]米国におけるプロ投資家制度

### 洗練された投資家 (Sophisticated Investor)

(a) Offers and sales of securities by an issuer that satisfy the conditions in paragraph (b) or (c) of this section shall be deemed to be transactions not involving any public offering within the meaning of section 4(a)(2) of the Act.

[Regulation D—Rules Governing the Limited Offer and Sale of Securities Without Registration Under the Securities Act of 1933]  
(Regulation D, Rule 506 (a))

(b) Conditions to be met in offerings subject to limitation on manner of offering —

(2) Specific conditions —

(ii) Each purchaser who is not an accredited investor either alone or with his purchaser representative(s) has such knowledge and experience in financial and business matters that he is capable of evaluating the merits and risks of the prospective investment (=洗練された投資家), or the issuer reasonably believes immediately prior to making any sale that such purchaser comes within this description

(Regulation D, Rule 506 (b))

### 一般的勧誘 (General Solicitation)

Limitation on manner of offering. Except as provided in § 230.504(b)(1) or § 230.506(c), neither the issuer nor any person acting on its behalf shall offer or sell the securities by any form of general solicitation or general advertising, including, but not limited to, the following:

- Any advertisement, article, notice or other communication published in any newspaper, magazine, or similar media or broadcast over television or radio; and
- Any seminar or meeting whose attendees have been invited by any general solicitation or general advertising; ...

(Regulation D, Rule 502 (c) (1) (2))

### Rule506(b)においてプロ投資家以外(洗練された投資家)に対して勧誘する場合の情報提供義務 (Form 1-Aと同等)

When information must be furnished. If the issuer sells securities under § 230.506(b) to any purchaser that is not an accredited investor, the issuer shall furnish the information specified in paragraph (b)(2) of this section (=Form 1-Aと同等の情報) to such purchaser a reasonable time prior to sale.

(Regulation D, Rule 502 (b) (1))

# [参考] 私募制度・少額募集の概要

## 日本

## 米国

### 少額募集の要件

- 上限金額: **5億円**
- 対象投資家: **限定なし**
- インターネットによる勧誘: **可**
- 開示: 財務諸表 (**単体のみ・監査必要**)・非財務情報(事業内容、リスク情報、業績の分析等)・証券情報 [有価証券届出書]、継続開示(有価証券報告書、半期・臨時報告書)
- ✓ 転売制限なし

- 上限金額: **1億円**
- 対象投資家: **限定なし**
- インターネットによる勧誘: **可**
- 開示: **不要**(有価証券通知書提出(監査**不要**))
- ✓ 転売制限なし

### 私募の要件

#### <少数私募>

- 上限金額: **なし**
- 対象投資家: 3か月<sup>(注1)</sup>で**49名以下**(勧誘ベース) ※ 適格機関投資家は人数に含めない
- インターネットによる勧誘: **不可**
- 開示: **不要**(監査**不要**)
- ✓ 転売制限なし

#### <適格機関投資家私募>

- 上限金額: **なし**
- 対象投資家: **適格機関投資家**
- インターネットによる勧誘: **可**  
※ 適格機関投資家のみが閲覧可能とする必要
- 開示: **不要**(監査**不要**)
- ✓ 転売制限あり

#### <特定投資家私募>

- 上限金額: **なし**
- 対象投資家: **特定投資家**
- インターネットによる勧誘: **可**  
※ 特定投資家のみが閲覧可能とする必要
- 情報提供: **特定証券情報**(東京プロマーケット上場銘柄以外は、監査**不要**)  
発行者情報
- ✓ 転売制限あり
- ※2022年7月、日証協による制度整備

特定証券情報・発行者情報  
個人: 10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金(併科あり)、法人: 7億円以下の罰金

#### <類型①(Tier1)> 利用実績: 0.44億ドル(約66億円)

- 上限金額: **2,000万ドル(約30億円)**
- 対象投資家: **限定なし**
- 一般的勧誘(インターネット等)による勧誘: **可**
- 開示: 財務諸表(監査**不要**)、非財務情報(事業内容、リスク情報、業績の分析等)、証券情報 [Form 1-A]
- ※州法の適用は免除されない(州当局が、財務情報、リスク、経営陣等に関する実質的審査を実施。例えば、NY州・テキサス州では、発行者は監査済の財務情報の提出、ブローカー・ディーラー登録が必要。また、従業員等が募集するときは、外務員登録が必要)

#### <類型②(Tier2)> 利用実績: 9.98億ドル(約1,497億円)

- 上限金額: **7,500万ドル(約112.5億円)**
- 対象投資家: **限定なし** ※ 一般投資家は投資額に制限あり
- 一般的勧誘(インターネット等)による勧誘: **可**
- 開示: 財務諸表(監査**必要**)・非財務情報(事業内容、リスク情報、業績の分析等)・証券情報 [Form 1-A]、継続開示(年次報告書、半期・臨時報告書)
- ✓ 類型①、類型②共に転売制限なし

#### <類型①(Rule504)> 利用実績: 2.28億ドル(約342億円)

- 上限金額: **1,000万ドル(約15億円)**
- 対象投資家: **限定なし**
- 一般的勧誘(インターネット等)による勧誘: **不可**
- 開示: **証券情報等**(監査**不要**) [Form D]
- ※州法の適用は免除されない(Regulation A Tier1と同様)

#### <類型②(Rule506(b))> 利用実績: 1兆4,920億ドル(約223兆8,000億円)

- 上限金額: **なし**
- 対象投資家: プロ投資家、90日で**35名以下**(取得ベース)の洗練された投資家(財務及び事業に関する知識・経験を有し、投資のリスクとメリットを評価する能力を有する投資家)
- 一般的勧誘(インターネット等)による勧誘: **不可**
- 開示: **証券情報等** [Form D]。また、洗練された投資家を対象とする場合、財務諸表(募集金額2,000万ドル(約30億円)超は監査**必要**)・非財務情報(事業内容、リスク情報、業績の分析等) [Form 1-A相当]を投資家に情報提供

#### <類型③(Rule506(c))> 利用実績: 660億ドル(約9兆9,000億円)

- 上限金額: **なし**
- 対象投資家: **プロ投資家**
- 一般的勧誘(インターネット等)による勧誘: **可**
- 開示: 証券情報等(監査**不要**) [Form D]
- ✓ 類型①(プロ投資家のみが取得する場合等例外あり)・類型②・類型③に転売制限あり

個人: 20年以下の懲役又は500万ドル(約7.5億円)以下の罰金(併科あり)  
法人: 2,500万ドル(約37.5億円)以下の罰金

上記書類の重要な虚偽に対する罰則

(注1) 2022年1月の政令改正により少数私募の人数通算期間を6か月から3か月に短縮。(注2) 米国の利用実績は、いずれも2019年の1年間の実績。

# 目次

---

- I. 金融審議会市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告
- II. 投資型クラウドファンディングについて
- III. 一般投資家向けの募集・私募について
- IV. 私設取引システムについて

## PTS(私設取引システム)規制の現状

- PTS(注)は、第一種金融商品取引業者が、電子情報処理組織を使用することで、多数の者の間で有価証券の売買が成立しうる場を提供するものであり、以下の要件を満たす場合に該当する。

要件	①有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行うこと
	②電子情報処理組織を使用すること
	③同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者とすること
	④右に掲げる売買価格の決定方法又はこれに類似する方法により行うこと

- 電子情報処理組織を使用して、多数の者の間で取引が行われる場合、利害関係者が多くなる等、取引の安定性を確保する必要性が高くなる。
- そのため、投資家が不測の損害を被ることを防止するための取引の公平なルールの定めや、取引を成立させる電子情報処理組織の安定稼働などが必要。
- こうした考えから、各要件を踏まえ、多数の者が参加して取引が成立し得るシステムを運営するものと認められるものは、PTSに該当するものとして監督を実施。

売買価格決定方式	概要
競売買方式	金融商品取引所と同様のオークション方式により売買を行う事が可能で、成行注文や板寄せを行うことも可能
市場価格売買方式	金融商品取引所上場銘柄を、その銘柄が上場されている金融商品取引所市場におけるその銘柄の売買価格を用いて売買する方式
公表価格参照方式	店頭売買有価証券について、店頭登録を行う認可金融商品取引業協会が公表するその銘柄の売買価格を用いる方式
顧客間交渉方式	PTSにおいて顧客同士が価格や数量等の条件について交渉していき、双方が合意に達した条件のもとで売買する方式
顧客注文対当方式	顧客が提示した指値が、取引の相手方となる他の顧客の提示した指値と一致する場合に、その指値を用いて売買する方式
売買気配提示方式	マーケットメイカーが一つの銘柄に対して複数の売り気配・買い気配を提示し、これらに基づく価格を用いて売買する方式であり、マーケットメイカーに対して恒常的な気配提示やそれに基づく約定義務は課せられていない

(注)PTS(Proprietary Trading System(私設取引システム))とは、電子的技術を活用して取引の仲介サービスを提供する取引システム

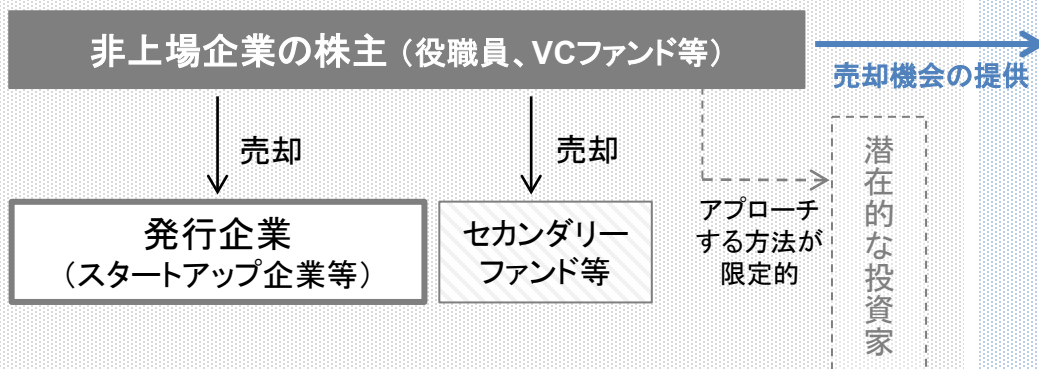
# 非上場有価証券の流通活性化(国会提出法案)

- 非上場有価証券の仲介業務の参入要件を緩和し、非上場有価証券の流通を活性化(2024年3月国会提出法案)。

課題と対応

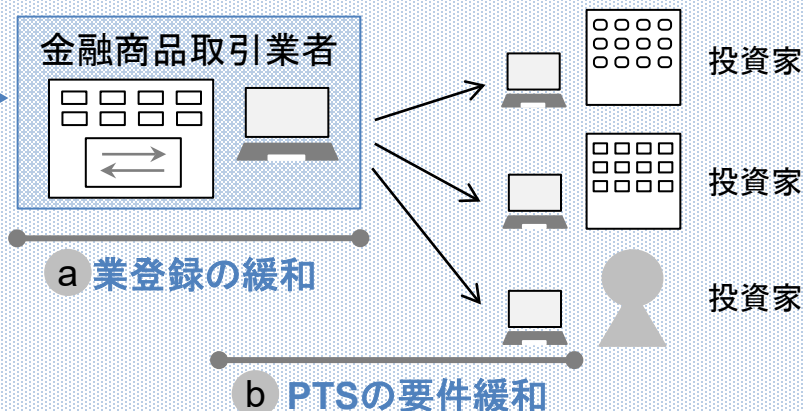
## 課題

- 現状、非上場株式の売却は限定的  
(潜在的な投資家にアプローチできず、換金が容易でない)  
⇒ 換金のために小粒上場を行い、その後の成長停滞の原因となっているとの指摘



## 対応

- 非上場株式の仲介業務を行う事業者の参入を促進し、株主に売却・換金の機会を提供



改正事項

### a 非上場有価証券の仲介業者の登録要件緩和

- プロ投資家(特定投資家)を対象(注1)として、非上場有価証券の仲介業務に特化し、原則として有価証券や金銭の預託を受けない場合には、第一種金融商品取引業の登録要件等を緩和(資本金要件の引下げ(5000万円→例えば1000万円)[政令改正事項]、自己資本規制比率等)(注2)  
(注1)換金ニーズに応えるため、一般投資家も「売却」は可能  
(注2)外国投資信託等を日本のプロ投資家に仲介する場合も対象とする

### b 非上場有価証券の電子的な取引の仲介業務(PTS)の参入要件緩和

- 非上場有価証券の電子的な取引の場を提供する場合、取引規模が限定的なときは、PTSの認可を要せず、第一種金融商品取引業の登録により運営可能とする
- 現在の認可で求めている追加的な資本金要件(3億円)を課さないこととともに、システム要件(システムの二重化[監督指針改正事項])等を緩和(注3)  
(注3)取引の管理等に関する必要な規制は適用



## 非上場有価証券の取引の活性化(業規制の考え方)

- PTSで非上場有価証券のみを取り扱う場合、相対取引と同様、第一種金融商品取引業者の登録のみで取引が可能とする法案を国会に提出。
- 認可を不要とした場合であっても、取引システムを運営している以上、投資者保護の観点から、相対取引に適用される規制のみとするのではなく、取引システムに着目した規制は適用することが適切と考えられる。

相対取引

PTS業務

金商法第2条第8項第2号

有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。)又は代理(有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理にあつては、第十号に掲げるものを除く。)

金商法第2条第8項第10号

有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として競売買の方法等又はこれに類似する方法により行うもの

上場

登録(一種業)

登録(一種業) + 認可

非上場

登録(一種業)

登録(一種業)(※)

【改正案】

+

〔仮にPTSの定義から除外した場合、取引に使用するシステムには規制がかからないこととなり、投資者保護上の問題がある。〕

(電子情報処理組織により、多数な者の売り関心と買い関心を集め、取引を成立させるものであることを踏まえ、) 安定的に稼働する取引システムを整備することを求める。なお、上場株を取引するシステムの運営に求める要件よりも緩和したものとする。

[米国] PTSの定義(米国では、ATSと呼ばれる)

組織、社団、個人、個人の団体又はシステムであつて、証券の複数の売り手と買い手の注文を集め、又はその他の方法で、証券に関して証券取引所法でいう証券取引所(注)が一般に果たしている機能を果たす市場又は施設を設立、維持、提供するもの...

(注)「証券取引所」は、ある組織、社団又は人の集団が、①複数の買主・売主の証券の注文を結び付け、かつ、②注文が相互に影響し合い、注文を出した買い手と売り手が取引条件に関する合意を形成できるような、確立された、裁量性のない方法(取引施設の提供であれ取引規則の設定であれ)を利用するもの。

(参考)米国のシェアーズポスト社は、未公開株式の売却・購入希望者が取引相手を探すための書込を行う掲示板サービスを提供していたが、2012年3月、SECが無登録である旨を指摘。同社は、その後買収され、ブローカー・ディーラー及びATS登録を受けている。

(※)PTSにおいて非上場有価証券のみを取り扱う場合、取引規模が限定的なときは、PTSの認可を要しないこととする法案を国会に提出。

## [参考]第一種金融商品取引業者の主な要件

□ 第一種金融商品取引業者の登録にあたっては以下を満たす必要がある。

財産的基礎	資本金額・純財産額	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則5,000万円以上であること</li> </ul>
	自己資本規制比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己資本比率が120%を下回っていないこと</li> </ul>
	金融商品取引責任準備金	<ul style="list-style-type: none"> <li>有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の取引量に応じ、金融商品取引責任準備金を積み立てる必要。</li> </ul>
人的構成要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>あり(金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有すること)</li> </ul>
法人要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>あり(株式会社であり、取締役会及び監査役、監査等委員会又は指名委員会等を置くものに限る)</li> </ul>
国内営業所・事務所設置要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>あり(国内に営業所又は事務所を有すること)</li> </ul>
主要株主要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>あり(個人:心身の故障により株主の権利を適切に行使できない者でない 法人:5年以内の登録取消処分・罰金刑がない、他業が公益に反しない等)</li> </ul>
兼業要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>あり(当該事業に係る損失の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められない)</li> </ul>
商号要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>あり(他の金商業者の商号と同一でない、誤認されるおそれがない)</li> </ul>
金商業に共通の登録拒否要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>5年以内の登録取消処分・罰金刑がない</li> <li>他業が公益に反することがない等</li> </ul>
投資者保護基金への加入義務		<ul style="list-style-type: none"> <li>加入義務あり</li> </ul>

## [参考]PTSの主な認可要件

財産的基礎	資本金額・純財産額	<ul style="list-style-type: none"> <li>3億円以上であること</li> </ul>
	自己資本規制比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己資本比率が120%を下回っていないこと</li> </ul>
損失の危険の管理(内部管理体制)		<ul style="list-style-type: none"> <li>損失の危険の管理に関し、適切な体制及び規則の整備を行っていること (具体的には以下の諸点を確認) <ul style="list-style-type: none"> <li>PTS運営業務を管理する責任者、部署の設置と組織体制</li> <li>PTS運営業務の管理責任者が有価証券関連業務の経験を原則5年以上有し、当該業務を行う部署が業務遂行に必要な組織等となっていること 等</li> </ul> </li> </ul>
受渡し・決済の 安定性、 取引の公正性、 システムの 安全性・確実性	売買価格の決定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>公益又は投資者保護のため必要かつ適当であること</li> </ul>
	受渡し・決済の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>公益又は投資者保護のため必要かつ適当であること</li> </ul>
	その他府令で定められている業務の内容及び方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の業務の内容及び方法が公益又は投資者保護のため必要かつ適当であること <ul style="list-style-type: none"> <li>顧客との取引開始基準及び顧客の管理方法</li> <li>電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法、並びに、当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法 (システムの二重化(バックアップ)が求められており、また、外部機関によるシステム評価により、システムの安全性・確実性の確認が必要)</li> <li>顧客である金商業者における有価証券の売買の受託についての信用の供与に関する事項</li> <li>取引記録の作成及び保存の方法</li> <li>その他PTS運営業務に係る取引の公正の確保に関する重要な事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>顧客の取引情報の機密保持につき十分な方策がとられていること (例:他の部門との間で業務従事者を明確に区別) 等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

- 米国のRegulation ATS<sup>(注1)</sup>では、ATSの運営にあたって、ブローカーディーラーの登録とForm ATSの事前届出を行い、以下の事項を遵守する必要がある。

ブローカー・ディーラーの登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要</li> </ul>
届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>Form ATSの届出が必要(公衆縦覧されない)</li> <li>※ NMS<sup>(注2)</sup> 銘柄を取り扱う場合は、Form ATS-Nの届出が必要(公衆縦覧される)。</li> </ul>
	<p>業務開始前の届出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務開始20日前までの届出が必要</li> <li>運営方法等について記載。</li> <li>※ NMS 銘柄を取り扱う場合は、SECによるレビュープロセス(120日以内とされるが所定の場合は延長可能)が完了後に業務を開始可能。</li> </ul>
	<p>変更届出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重要な変更: 実行の20日前</li> <li>上記以外の変更: 四半期末から30日以内</li> <li>記載した時点で誤っていた記載の変更: 速やかに</li> </ul>
	<p>業務終了後の届出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務終了後速やかに</li> <li>※ NMS 銘柄を取り扱う場合は、業務終了10日前までに届け出る必要。</li> </ul>
公正なアクセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>NMS 銘柄の一日平均取引量が全体の5%以上となる等のATSの場合、システム上の取引にアクセスを付与する水準を確立し、ATSによるサービスへのアクセスを不合理に禁止・制限しない等を行う。</li> </ul>
システムの容量、完全性、セキュリティについての一定の水準の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>NMS 銘柄の一日平均取引量が全体の20%以上となる等のATSの場合、システム容量の確保、定期的なストレステスト、見直し手続の構築、システム等の脆弱性を見直し、適切な緊急時の回復計画の確立、年次の独立した見直しの実行等を行う。</li> </ul>
その他の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>最良気配情報の表示</li> <li>SECや自主規制機関による調査・検査への協力</li> <li>取引記録の保管、取引状況の報告(FormATS-R)、取引情報の秘密の保護</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

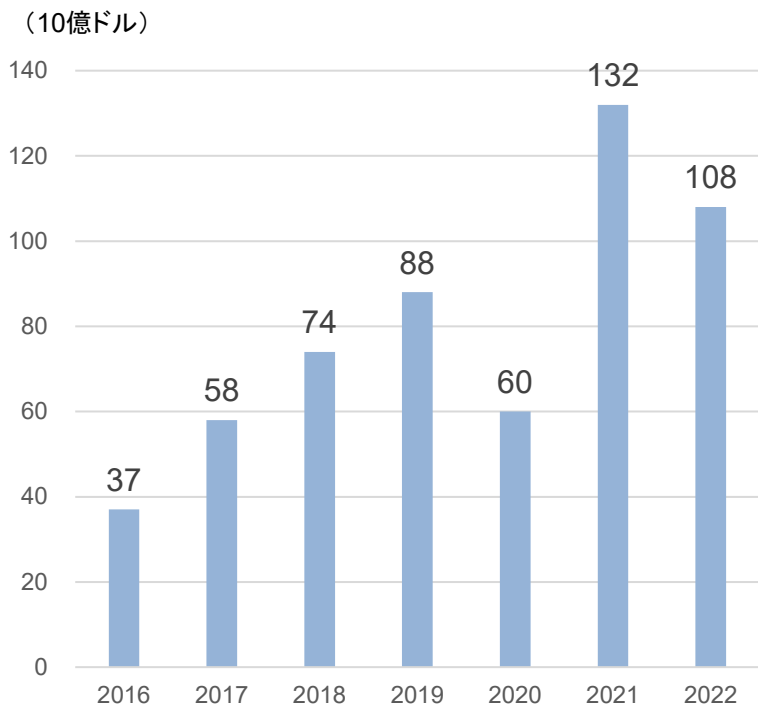
(注1)ATS(Alternative Trading System)は、日本のPTSIに相当。

(注2)米国内の取引所・ATSで売買される証券の気配情報等を集中化して公表するシステム(全米市場システム)。

## [参考]米国のセカンダリー取引

- グローバルでは、非上場株式のセカンダリー取引の市場規模は増加傾向。
- 米国には、Forge Global、NASDAQ Private Market、CartaXなど、インターネット上でプロ投資家(自衛力認定投資家)が非上場株式のセカンダリー取引を行うことができるプラットフォームが存在している。

### グローバルのPE、VCの非上場株式 セカンダリー市場規模(年間取引量)



### 米国のセカンダリー取引プラットフォームの例

	Forge Global <sup>(注1)</sup>	NASDAQ Private Market <sup>(注2)</sup>	CartaX <sup>(注3)</sup>
設立年	2014年	2013年	2021年
取引規模	120億ドル	450億ドル	—
投資家要件	自衛力認定投資家	自衛力認定投資家	自衛力認定投資家
投資家数	40万人以上	15万人以上	—
銘柄数	500以上	650以上	—
(時点)	(2022年3月)	(2023年9月)	
代表的な銘柄	<ul style="list-style-type: none"> <li>• OpenAI</li> <li>• Discord</li> <li>• Ripple</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Niantic</li> <li>• Snyk</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Wattpad</li> <li>• PandaDoc</li> <li>• M13</li> </ul>

(注1) Forge Globalは、2020年にSharesPost(2009年発足)を買収。

(注2) Nasdaqは、2015年にSecondMarket(2004年発足)を買収。

(注3) CartaXの運営主体であるCarta社は2012年に設立。2021年にCartaXを設立。

(出所)世界のセカンダリー市場規模: Jefferies「Global Secondary Market Review (JANUARY 2023)」より金融庁作成  
米国セカンダリー取引プラットフォームの概要: 各社公表情報より金融庁作成